

平成30年度シート

分担金・ 拠出金名	南極条約拠出金	種別	義務的拠出金	30年度 予算額	2,253千円	総合評価	C
拠出先 国際機関名	南極条約事務局						
国際機関等 の概要及び 成果目標	<p>(1) 設立経緯等・目的：南極条約事務局は、南極の平和的利用、科学的調査を盛り込んだ「南極条約」(1961年発効)及び南極の環境保護を規定した「環境保護に関する南極条約議定書」(1991年発効)を管理、運営するために設置された(2004年9月～)。所在地はブエノスアイレス(アルゼンチン)。2018年6月時点での南極条約の締約国は53か国。事務局は、年1回の南極条約協議国会議(ATCM)及び環境保護委員会の準備・実施並びに南極の基地運営及び環境保護に対する助言を行っている。</p> <p>(2) 拠出の概要及び成果目標：本件拠出は、南極条約事務局の運営経費に使用される。これにより南極条約体制の適切な運営に貢献し、ひいては国際社会全体で、南極地域の平和的利用や環境保護の促進を図る。</p>						
1 専門分野 における活 動の成果・影 響力	<ul style="list-style-type: none"> ・南極条約は、国連常任理事国全てを含む主要国が締結しており、南極における唯一の国際的枠組みとして大きな影響力を有しており、同条約事務局は、南極条約の下、締約国が主導する南極地域における国際基準、規範の形成に向けて重要な役割を果たしている。 ・南極条約協議国会議や南極環境保護委員会は毎年開催されており、南極の環境保護、南極観測に関する技術的な事項、南極観光規制措置等に関する種々のルールが作成されてきている。 ・南極条約は、「南極の海洋生物資源の保存のための科学委員会」、「南極研究科学委員会」、「南極観測実施責任者評議会」といった南極条約体制下の枠組みと密接に連携している。 ・毎年開催される南極条約協議国会議や南極環境保護委員会に代表者を派遣し、南極条約や南極環境保護議定書の下での規範・ルール作りに関する議論や意思決定に参加している。 						
2 組織・財 政マネジメ ント	<ul style="list-style-type: none"> ・外部監査 対象年度：2016/17年(会計年度は4月1日～翌年の3月31日)、実施主体：民間監査人、報告・提出月：2018年4月、結果及び対応：特段の指摘事項なし ・内部監査 対象年度：2016/17年、報告・提出月：2018年5月(第41回南極条約協議国会議) <p>結果及び対応：以下の問題が指摘され、今後検討していくこととなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・忌引き、出産などの特別休暇について、職員規則において定められていないこと。 ・現地職員の給与表のステップをより細分化し、能力・実績に照らしてより柔軟に給与を反映できる方が望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の報告 報告・提出月：2018年4月(2016/17年度) ・南極条約は、5年間の長期的な取組計画を立て、人件費についてはインフレを考慮しても、2%以内に抑えることを目指している。また、会議通訳費は入札の上、合理的なコストを維持している。こうした結果、近年の各国の拠出金は名目ゼロ成長(ZNG)となっている(ZNGは、2011年～現在まで。また、今後5年間もZNGで予算の見通しが立てられている)。 ・毎年の南極条約協議国会議において、日本は事務局が財政規律を維持し、効率的に事務局を運営するよう主張している。かかる日本の主張は南極条約協議国会議の意思決定にも反映されている。 ・事務局は小規模(10人規模。専門職員は2人。)ではあるが、効率的かつ十分に財政目標を達成されていると評価しうる。 						
3 日本の外 交課題遂行 における有 用性・重要性	<ul style="list-style-type: none"> ・日本は、南極に昭和基地を含めて4つの基地を有していることから、南極の科学的調査や国際協力を議論する南極条約協議国会議に参加し、南極におけるルール作りに主体的に関わっていくことは極めて重要。 ・南極に関する国際的ルールに基づき、日本は、昭和基地などで南極観測事業を継続しているが、日本は、南極におけるオゾンホール発見やアイスコアの掘削などで、地球の気候・環境の研究に重要な貢献を行っており、日本は南極条約の原署名国(12か国)の1つとして、重要なプレゼンスを維持している。 						

	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年開催される南極条約協議国会議や南極環境保護委員会に代表者を派遣し、議論や意思決定に参加している。 ・南極条約締約国 53 か国のうち、発言権を持つ協議国の資格を有するのは日本を含む 29 か国のみ。協議国のステータスを維持する上で、事務局に対する拠出は不可欠となっている。 ・日本は、例年、南極に観測隊を派遣し科学的調査を実施しているが、こうした活動は日本単独では実施できず、南極条約や南極環境保護議定書を遵守しつつ、関係国と協力して進めていく必要がある。 ・日本による南極観測は、国立極地研究所を中心に、大学教育や民間の専門家が参加する形で実施されている。日本・海外の南極関係者の間でも、お互いの調査・研究の深化のために連携・協力することが多い。 						
4 日本人職員・ポストの状況等	加盟国等の数	全職員数 (専門職以上。以下同じ。) (2017年12月末時点)	うち、 日本人職員数	うち、 日本人幹部職員数	日本人職員の比率 (2017年12月末時点)	日本人職員数 (前年同時期)	日本人幹部職員数 (前年同時期)
	53か国(うち協議国は29か国)	2	0	0	0%	0	0
	<p>その他特記事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2ポストの内訳は、事務局長1名(協議国会議で選出)、事務局次長1名であるが、左記2名に求められる条件は以下のとおり多様である。 <p>①南極に関する専門的知識を有すること、②組織を運営する管理者や会計担当者としての実務能力を有すること、③事務局が所在するアルゼンチンにおける事務所運営関連の対外折衝能力(含む④スペイン語の能力)を有すること。</p>						
5 PDCAサイクルの確保等	PLAN	条約事務局が単年度予算を作成、南極条約協議国会議が承認。					
	DO	日本を含めた協議国が拠出金を支払い、事務局が予算を執行。					
	CHECK	年1回開催されている協議国会議において事務局が外部監査の結果を報告するとともに、予算執行に関して各協議国が監査・承認する。また、定期的に事務局長と直接やりとりをして予算の適切な執行に努めている。					
	ACT	協議国会議の際に、各協議国が予算のあり方、経費削減等の改善要求を事務局に申し入れている。					
	・日本からの拠出金は、他国からの拠出金と一括して管理されているため、特定することはできない。						
担当課室名	地球環境課						